**集中支援加算について**

令和3年8月5日

国分寺市障害者基幹相談支援センター

**「令和３年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（令和3年2月4日）」より抜粋**

（Page.54）

③　計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価

・　サービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に以下のいずれかの要件を満たす支援を行った場合に評価するための加算を創設する。

≪集中支援加算【新設】≫　　300単位／月

　①　障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）を訪問し、利用者及び家族との面接を月に２回以上実施した場合

　②　利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合

　③　障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合

**「令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A vol.2（令和3年4月8日）」より抜粋**

（Page.8～10）

2.　相談系サービス

（1）相談系サービスにおける共通的事項

（加算共通①）

問27　加算が複数創設されているが、既存の加算と支援の内容が重複する場合、どのように算定したらよいのか。

（答）

以下に記載する例のとおり、**同一の支援業務においては複数の加算を算定することはできない**ため、**いずれかの加算を選択し請求を行う**必要がある。

①　居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と入院時情報連携加算

②　居宅介護支援事業所等連携加算における「会議参加」と退院・退所加算

**③　集中支援加算における「会議参加」と入院時情報連携加算（I）及び退院・退所加算**

（加算共通②）

問28　記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）に記載、保管することで足りるとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。

（答）

各加算（体制を評価する者を除く）の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

これらは、基準省令第30条第2項に定める記録に必要事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第30条第2項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことができる。

例えば、**関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加**し、その会議録を当該基準省令に定める記録の一部として一体的に管理・保存した場合、**集中支援加算（会議参加）を算定する場合**であっても、**別途加算を挙証するための記録を作成することは不要**である。ただし、**他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用することは適切ではなく**、加えて少なくとも**自事業所の記録様式に自らの所見（考察）等を記録することが必要**である。

（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成30年3月30日障害福祉課事務連絡）の別添資料2は廃止する。

|  |  |
| --- | --- |
| 加算名 | 記録に記載する事項 |
| 【利用者及び家族への面接に係る加算】初回加算（重ねて算定する場合）**集中支援加算（訪問）**居宅介護事業所等連携加算（訪問）保育・教育等移行支援加算（訪問） | **・利用者氏名****・担当相談支援専門員氏名****・面接を行った年月日、場所及び開始時刻・終了時刻****・面接の内容** |
| 入院時情報連携加算（I） | ・利用者氏名・担当相談支援専門員氏名・機関名、対応者氏名・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻・情報共有や情報提供等の概要 |
| 退院・退所加算医療・保育・教育連携加算 | ・利用者氏名・担当相談支援専門員氏名・機関名・対応者氏名・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻・情報交換等の内容、情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき事項 |
| 【会議の開催、参加に係る加算】**集中支援加算（会議開催、会議参加）**居宅介護事業所等連携加算（会議参加）サービス担当者会議実施加算地域体制強化共同支援加算保育・教育等移行支援加算（会議参加） | **・利用者氏名****・担当相談支援専門員氏名****・開催年月日、場所、開始時刻、終了時刻及び出席者（氏名、所属・職種）****・検討内容の概要※（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策）****※検討事項等に係る詳細については留意事項通知のとおり。** |
| サービス提供時モニタリング加算 | ・利用者氏名・担当相談支援専門員氏名・訪問した機関名、場所及び対応者氏名・訪問年月日、開始時刻、終了時刻・確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況・サービス提供時の利用者の状況・その他の必要な事項 |

（Page.11）

（加算共通④）

問30　令和３年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。

（答）

以下の加算については、**基本報酬を算定しない月にのみ算定可能**である。

　**①集中支援加算**

　②居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算における「訪問」及び「会議参加」

（page.14）

（居宅介護支援事業等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算）

問35　居宅介護支援事業等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算の連携先はどこまで含まれるのか。

（答）

それぞれ、主な連携先は以下を想定している。

|  |  |
| --- | --- |
| 加算名 | 連携（つなぎ）先 |
| 居宅介護支援事業所等連携加算（介護保険への移行、進学、企業等への就職による障害福祉サービス利用終了時） | 指定居宅介護支援事業所、指定居宅介護予防支援事業所、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター |
| 保育・教育等移行支援加算（進学、企業等への就職による障害児通所支援利用終了時） | 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター |
| **集中支援加算** | **障害福祉サービス事業所、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所支援施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、認定こども園、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関（※）及び地方自治体****（※）公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関の例****保護観察所、公共職業安定所、保健センター、地域包括支援センター、利用者支援事業、自立相談支援機関、包括的相談支援事業、多機関協働事業、居住支援法人、精神保健福祉センター、保健所、更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター、地域生活定着支援センター、子ども家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、女性センター** |

（集中支援加算）

問36　「集中支援加算」と「サービス担当者会議実施加算」におけるサービス担当者会議の要件はそれぞれどのように異なるのか。

（答）

「集中支援加算」の算定に係るサービス担当者会議については、臨時的な会議開催の必要性が生じた状況のもと、利用者に利用するサービスに対する意向等を確認し、かつ、支援の方向性や支援の内容を検討することを円滑に行う必要があることから、**利用者や家族の会議への参加を算定の要件**としている。

一方、「サービス担当者会議実施加算」は、モニタリングに際してサービス担当者会議を開催した場合に算定が可能である。モニタリングでは利用者との居宅等での面接を含め、別途利用者と接し、利用者の状況や解決すべき課題の変化を把握する機会があること等から利用者の会議出席を必須とはしていないものの、本人及びその家族の意向を丁寧に反映させる観点から、可能な限り参加を求めることが望ましい。

**「相談支援に関するQ&A」より抜粋**

（Page.9）

問22　計画相談支援の対象者で、モニタリング月ではない時も随時相談があったり、電話が頻回で対応しなければならない場合も基本相談支援で対応をしなければならないのか。

こういう場合は、委託相談支援事業所が担当することとしてよいか。

または、地域定着支援事業で対応することはできないか。

（答）

計画相談支援以外の相談支援が日常的に必要な場合は、委託相談支援事業所と連携したり必要に応じてモニタリングの回数を増やすなどの対応も検討されたい。

地域定着支援の対象となる者（単身等であって地域生活が不安定な者）である場合には、支給決定の上で地域定着支援で対応することも想定される。

なお、計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、一定の要件を満たす場合集中支援加算の対象となる場合がある。

**「障障発0331第７号　計画相談支援等に係る令和３年度報酬改定の内容等及び**

**地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（令和3年3月31日）」より抜粋**

（Page.7～8）

2）　障害福祉サービス利用中のモニタリング月以外の業務の評価（集中支援加算の創設）

　計画相談支援・障害児相談支援においては、モニタリング期間はサービスの支給決定と併せて定期に行われるもの（市町村が必要と認める期間）として決定される。

　しかし、利用者等の状況は変化するほか、臨時の事態により対応が必要となることがある。このような際、相談支援専門員が対応する例があるが、予定されたモニタリング月以外の業務については基本報酬が発生しないことから、臨時のサービス調整等の業務を評価するため、以下のとおり集中支援加算を創設する。

　算定の対象となるのは、本人又は家族等の求めに応じ月２回以上の訪問による面接を行った場合、本人や家族の参加するサービス担当者会議を開催した場合、他機関の開催した会議に参加する場合のいずれかに該当する場合である。

　なお、集中支援加算は臨時的、不定期な業務について報酬上の評価を行うものであり、頻回に又は定期的に算定される場合には、支援の検証を行い、モニタリング頻度を短縮する等の見直しを検討する必要がある。

　（者・報酬告示の9、　者・留意事項通知第四の10）

　（児・報酬告示の9、　児・留意事項通知第四の10）

（Page.2）

（者・報酬告示）

　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成２４年厚生労働省告示第125号）の別表

（児・報酬告示）

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成２４年厚生労働省告示第１２６号）の別表

（Page.3）

（者・留意事項通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１８年１０月３１日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

（児・留意事項通知）

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成２４年３月３０日付け障発0330第１６号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

**2021年版　障害者総合支援法　事業所ハンドブック**

**報酬編：報酬告示と留意事項通知**

**第3章　計画相談支援　　②　サービスの報酬（計画相談支援費）**

**2　計画相談支援費の考え方**

●　集中支援加算　　３００単位／月　（訪問、会議開催、会議参加それぞれ月１回を限度）

※計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に、障害福祉サービス等の利用に関して、月２回以上の居宅等を訪問しての面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、他機関の主催する利用者の支援の検討会を行う会議へ参加した場合（報酬告示別表の9→1124頁）

**【報酬告示】　9　集中支援加算**

注　指定特定相談支援事業者が次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合に、計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ300単位を加算する。

（1）障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に２回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く）

（2）サービス担当者会議（指定基準第15条第２項第11号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

（3）福祉サービス等を提供する機関等（以下この（3）において「関係機関」という。）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。）

＊1のイ（＝サービス利用支援費）、1のロ（＝継続サービス利用支援費）

＊5のイ（＝入院情報連携加算（I））、6（＝退院・退所加算）

**【留意事項通知】　集中支援加算について［第四の10］**

（1）趣旨

　　当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月２回以上の居宅等への訪問による面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した場合に所定単位数を加算する。

　　ただし、当該加算は、緊急的、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることに留意すること。

（2）算定にあたっての留意事項

　　計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（1）の「計画相談支援対象障害者又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。

　　計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（2）の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。

　　計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（3）の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院、企業、地方自治体等をいう。

　　なお、福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。

　　また、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。

（3）手続

　　①　計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（1）を算定する場合は、第四の8（3）の②の規定を準用する→1123頁

　　②　計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（2）を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

　　③　計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（3）を算定する場合は、第四の8（3）の③の規定を準用する→1123頁

**第四の8（3）の②（1123頁）**

　計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（2）及び（5）を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

**第四の8（3）の③（1123頁）**

計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（3）及び（6）を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。